

第二十九條 民法第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條の規定は勞働組合の清算に關し之と準用す

第三十條 勞働組合の理事は左の場合に於ては五十圓以下の過料に處す

一、第三條第二項、第十八條第二項の届出若しくは第十三條の報告を為さず又は虚偽の届出若しくは報告を爲したるとき

二、第十五條の命令に違反したるとき

第三十一條 勞働組合の理事は左の場合に於て五十圓以下の過料に處す

一、第五條及民法第四十八條に定めたる登記を爲すことと怠りたるとき

二、第十九條第一項又は第二項の規定に違反して合併又は分割を爲したるとき

第三十二條 勞働組合の清算人は左の場合に於ては五十圓以下の過料に處す

一、第二十六條第一項若しくは第二項又は第二十七條の届出を怠りたるとき

二、民法第八十一條の規定に違反し破産宣告の請求を爲すことを怠りたるとき

三、民法第七十九條又は第八十一條に定めたる公告を爲すことを怠り又は不正の公告を爲したるとき

第三十三條 第十一條の規定に違反したる者は五百圓以下の過料に處す

第三十四條 第十九條乃至第二十九條第三十一條及第